真鶴町持続可能でレジリエントな地域社会の実現可能性調査業務委託事業
仕様書

本仕様書は、真鶴町（以下、「本町」という。）が行う真鶴町持続可能でレジリエントな地域社会の実現可能性調査業務委託事業（以下、「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

１　事業名

真鶴町持続可能でレジリエントな地域社会の実現可能性調査業務委託事業

２　事業の目的

本町は、令和３年３月に策定した第５次真鶴町総合計画（以下、「総合計画」という。）において、前期基本計画の重点プロジェクトに地域づくりプロジェクト『持続』を位置づけ、人口対策、産業振興、観光振興、生活の利便性の向上を推進していくこととしている。また、総合計画より環境問題について「地球温暖化を防止し、気候変動に適応する」といった基本方針を新たに加え、令和３年４月には、2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「真鶴町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、国の地球温暖化対策計画に則した「真鶴町地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉」も新たに策定した。

そこで本業務は、総合計画に位置付ける地域づくりや、真鶴町ゼロカーボンシティ宣言に対して、具体の構想案を示すために、本町の現状を把握するとともに、持続可能でレジリエントな地域社会、かつ、脱炭素社会の実現に資する方策を調査し、今後、総合計画に則した本町の進むべき道筋をたてるための実現可能性調査を行うことを目的とする。

３　業務の内容

（１）計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成するものとする。

（２）上位計画・背景の整理及び地域特性の整理

本町における上位計画及び本業務の背景を整理し、本町が目指すべき将来像を整理するため、地域特性として自然条件や地域資源、社会条件や産業構造などの現状の分析整理を行う。

（３）温室効果ガス排出量の現状調査

現状の地域内における温室効果ガス排出量を把握し、2030 年、2050 年に向けた現状すう勢による排出量を分析する。

また、温室効果ガス排出量の算定及び推計（エネルギー起源温室効果ガス、エネルギ

ー起源以外温室効果ガスの部門別排出量の推計）にあたっては、最新の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）マニュアル」や「自治体排出量カルテ」（環境省）等を参考とし、按分法（カテゴリＡ）を用いて統計資料により推計を行う。

（４）再生可能エネルギーポテンシャルの分析

地域内における再生可能エネルギーのポテンシャルを分析するとともに、地域特性や現状の発電事業を踏まえた整理、分析を行う。

（５）公共施設における再生可能エネルギーの導入検討

2030 年、2050 年に向けて本町が先導して進めるため、公共施設における再生可能エネルギーの利活用調査を行い、災害時における電源確保と省 CO2 化の具体策を検討する。

（６）再生可能エネルギー導入促進のための可能性調査

本町に現実的に実施可能な再生可能エネルギーによる事業の可能性を調査し、「エネルギーの地産地消」や「地域循環共生圏」を見据えた課題解決型モデル事業の検討を行う。また、他自治体における先進事例の調査を行い整理する。

（７）事業スキーム及び補助事業の検討

上記で検討した再生可能エネルギーによる事業に対する有効な事業スキームや活用可能な補助事業に関する情報収集を行う。

（８）再生可能エネルギー導入目標及び実現に向けた基本方針の検討

（２）～（７）における調査結果をもとに、再生可能エネルギー導入に係る将来像の実現に必要となる再生可能エネルギー導入目標及び、目標の実現に向けた基本方針を検討する。

（９）2030 年及び 2050 年に向けた将来像およびロードマップの検討

国の地球温暖化対策計画に示されている中期目標年 2030 年と長期目標年 2050 年に向けた本町の将来像を検討するとともに、ロードマップを検討し、2030 年、2050 年の CO2 削減目標についても検討を行う。

（10）打ち合わせ・協議および報告書の作成

打ち合わせ・協議は４回程度とし、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。なお、打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者が取りまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

4　履行期間

契約締結日から令和４年１月 14 日まで

5　成果品

（１）成果品は次のとおりとし、真鶴町税務町民課へ納入する。

① 業務報告書　２部

② その他関連資料　２部

③ 上記データを格納した電子データ（CD-R）　２部

（２）成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。

（３）成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

（４）納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6　その他

（１）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、本仕様書に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（２）受託者は、真鶴町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報・資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（３）受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議の上で貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧すること。

（４）本業務の実施に関し、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。